

本誌特別企画

宮沢洋一 自民党税制調査会会長インタビュー

賃上げ・設備投資や今後
10年間の事業承継で
新陳代謝を促す

本誌はこのほど、平成30年度与党税制改正大綱の取りまとめ責任者である自民党税制調査会会長の宮沢洋一氏に単独インタビューを行った。

宮沢会長は、所得拡大促進税制の改組や中小企業の償却資産の固定資産税特例を盛り込み、企業の賃上げと設備投資を促進する環境整備を強調。特に30年度改正の目玉である今後10年間限定の事業承継税制の特例については「日本経済の新陳代謝を促してほしい」と力を込めた。また、平成31年10月に予定される消費税率の引上げと軽減税率の導入に向けて、税理士等の職業会計人に準備を進めてほしいと協力を求めた（文責：編集部）。

◆ 新税2税を含む幅広い税目で税制改正

Q 1 自民党税制調査会では昨年12月14日まで約3週間の日程で平成30年度税制改正大綱を決定しました。取りまとめに当たった率直な感想をお聞かせください。

A 全体として順調に進んだ税制改正だったと思っています。ちょうど臨時国会の期間と重なり日程が動く可能性がありましたので、議論を少し早めに始め、終わりは例年どおりにしました。例年開いていた週末のインナー（幹部会）を、昨年はあまり行わずに済みました。

中身につきましても、個人所得税改革の第2弾や、事業承継を10年限定で世代交代を促進する税制を実現できたと思います。今年10月から、たばこ税の引上げや、加熱式たばこに関する新たな制度の導入ができました。さらに、平成4年の地価税以来26年ぶりに「森林環境税」

と「国際観光旅客税」の新税2本を創設しました。地方消費税の清算基準について、制度創設以来ほとんど動いていなかったものを時代に合わせた清算基準に変えました。全般的に幅広い税目について、それなりの改正ができたと思っています。

◆ 給与所得控除を深掘りした所得税改革

Q 2 所得税の主な改正ポイントをお聞かせください。

A 所得税については、平成29年度改正で配偶者控除の上限額の見直しを行いました。平成7年の前回の大きな改正から世の中が大きく変わってきており、いわゆる労働人口が減少するという問題がここ20数年の間に生じています。日本の生産性を向上させるためには、「資本投入」、「労働投入」、「全要素生産性（TFP）」

の3要素があり、このうち労働投入量が減る中で、これをどうしていくかという大きな問題が横たわっています。

その労働投入量を増やすには、①外国人の方を増やすこと、②65～66歳の定年で仕事をしなくなるのではなく、意欲のある方に仕事をしていただく環境をつくること、③男性に比べ就業率の低い女性の方に仕事をしていただくことの3つの方法があります。女性の方は、かつて出産前後に会社を辞めるという「M字カーブ」の現象がありましたが、現在は解消されてきています。そのような中で「103時間の壁」の対応が29年度改正の課題でした。

平成7年以降の変化という意味では、働き方が多様化してきているという問題があります。同じ会社で働いていても、例えば、昔からある仕事の生保レディが典型的ですが、雇用形態ではなく、請負形態で仕事をされています。その結果、給与所得控除が受けられず、必要な経費しか控除できません。また、システムエンジニアや個人の方で会社と契約をして働く方が相当増えてきています。さらに、非正規の社員がいる中で、ここ何年かは給与所得控除の見直しを行っているとはいえ、諸外国に比べればかなり高い数字です。

平成30年度改正では、給与所得控除について基本的に10万円減らし、その減少分の10万円を基礎控除を増やす形にしました。また、年収850万円を超える一定の所得以上の方については給与所得控除を下げさせていただきましたが、お子さん等がいる方は所得が高くても増税にならない形にしました。さらに、年金控除につきましても、かなり高額な年金をもらっている方や、年金をもらいながら仕事をして給与所得控除を相当使用しているような高額な所得のある方については、少し上限を設けさせていただきました。

◆ 従来より間口を狭めた所得拡大促進税制の改組

Q 3 次に法人税の主な改正ポイントをお聞かせください。

A 法人税については、これまでの制度の間口を少し狭めて深掘りをさせていただきました。賃上げをして所得を増やすことは大変重要です。中小企業を含めて企業の手持の預貯金が相当積み上がってきています。これらを賃上げや、生産性向上のための投資に向けていただきたいと考えました。賃金を対前年度3%以上増やす企業につきましては、税額控除をかなり広げます。さらに国内投資が当期の減価償却費の9割以上の投資を行い、教育訓練が前2期平均の1.2倍以上の企業については税額控除を20%に広げます。中小企業にとって賃金引上げ3%は大変高い数字ですので、賃金引上げを対前年度1.5%の低い数字にして、賃上げ、投資、教育訓練をやりやすい環境を整えました。

また、国際課税は大きな改正はありませんでしたが、恒久的施設(PE)について、いろいろな節税・脱税的なものに対応できる見直しをさせていただきました。

◆ 今後10年間の事業承継で新陳代謝を

Q 4 資産課税の改正ポイントはいかがでしょうか？

A 事業承継税制の特例については、私がお先頭に立って実現した税制です。特に中小企業の事業承継に関する税制は、各国いろいろな制度があり、日本の場合は、これまで非上場株式の評価を少し緩めることで対応してきましたが、それでも中小企業側では「売れもしないものをこんな上場企業並みの評価をして…」というご不満があったことは確かです。

そこで、平成21年度税制改正で事業承継税制を導入し、その後は数回にわたり制度を改正しましたが、公平性や脱税防止の観点から制度の使い勝手が悪くなっていたようです。具体的には、雇用継続要件や、事業を途中でやめた場合に遡って相続税・贈与税を払わねばならないことです。もし途中で事業をやめることになれば、利子税まで負担しなければならないという問題点が指摘されていた中で、中小企業の経営者の平均年齢が60歳代になり、団塊の世代が70歳を超え始めているという状況です。わが国経済のまさに“エンジン”といえる中小企業が本当に仕事を継続できなくなるような状況が生じつつあるという危機感がありましたから、経済産業省や中小企業庁に対し10年間で経営者の平均年齢が40歳代になるくらいの大胆なことをやってほしいと伝え、財務省にも指導をして出来上がりました。

今年1月1日以降の相続、贈与について、事業承継計画を従来よりも、遥かに作りやすいものになり、雇用継続要件は全くナシにします。途中で事業をやめたときには、残った財産について相続税、贈与税を支払う仕組みに変わります。また、会社を売却したときには、M&Aの金額について相続税、贈与税を払っていただき、後日かなり巨額のお金を取られるようなことをなくします。これまでは納税猶予の対象となる株式数が全体の3分の2のうちの8割、つまり53%ぐらいでしたが、全株式を対象に納税猶予割合も100%に拡大します。

さらに、先代経営者と後継者が1対1の相続・贈与しか認められなかったものを複数でもよいという形にします。かなり使い勝手のよいものですが、10年間限定の税制です。この制度を使って日本経済の新陳代謝をしていただければ大変ありがたいと思っています。

◆ 償却資産の特例はゼロ自治体広がる

Q5 地方税の主な改正のポイントをお聞かせください。

A 1つ目は森林環境税の創設です。地方住民税の均等割を対象に納税者約6,000万人の方々から年額1,000円をいただくものです。東日本大震災の時に導入され、地方の防災を進めるために平成35年度まで年額1,000円が賦課されており、平成36年度からは同額の1,000円を森林環境税としていただくということです。

2つ目は、地方消費税の清算基準の見直しです。これまでは、75%を統計の割合に基づいて各都道府県に割り振りましたが、統計でみる割合を50%、人口でみる割合を50%という形にさせていただきました。

3つ目は、中小企業の償却資産の固定資産税です。私が税調会長になってから、中小企業の一定の償却資産について、3年間は2分の1に軽減する制度を入れましたが、中小企業の投資促進を行うため、それぞれの市町村の判断で国が軽減している2分の1に加え、残りの2分の1の幅の中で軽減できるようにして中小企業の投資促進を図るという税制を新たに作らせていただきました。おそらくほとんどの自治体が償却資産の課税標準に対する特例税率をゼロにする可能性が高いと思われます。

◆ 医療に係る消費課税のあり方で結論

Q6 平成30年度与党税制改正大綱の検討事項のうち、医療に係る消費課税のあり方については、平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得ると明記されました。

A 平成31年10月1日から消費税の軽減税率導入とともに消費税率の引上げが行われますの

で、年末には結論を出さなければなりません。財務省や厚生労働省、医師会など関係者が多いので、少し前広に検討するように指示を出しています。

◆ 消費税率引上げまで残り1年半

Q7 平成31年10月の消費税率引上げ自体は法律に明記されていますが、消費税率10%への税率引上げ時期の変更はないと考えてよろしいですか？

A 社会保障関係費、特に医療介護費がますます大きくなっている財政状況の下で、消費税率引上げは「待ったなし」と思います。平成31年10月1日から消費税の軽減税率制度が導入される予定で、正式なインボイスが導入される平成35年10月1日まで時間はありますが、しっかりと対応していただくためには、税理士の皆様がしっかりと前広に顧問先等々と相談しながらやっていただく必要があると思います。おそらく引上げ時期直前になると、大きな会社ではシステム変更をしなければならないが、システムエンジニアがなかなか見つからないというようなケースが生じてきます。

また、大きな会社以外の会社でも、新しいレジに変えていただくケースもあるかもしれません。レジを使っていないような方は、おそらく免税事業者であるとしても、得意先との関係では課税事業者に転換した方がいいケースがあるかもしれません。消費税率引上げまで残り1年半。税理士の先生たちにもぜひご協力をお願いしないといけないと思っています。

◆ 仮想通貨で今後議論の可能性も

Q8 最後に、所得税の確定申告でも話題に上がった仮想通貨の対応については、自民党税調の場で議論のテーマになるのでしょうか？

A 仮想通貨については、税調として、税から見た場合の対応は固まっています。要するに、仮想通貨を売買する、それで何かを買う時の仮想通貨が現金と置き換わるわけですから、その時の価格と仮想通貨を購入した時の平均的な価格との違いについて利益が出ていれば雑所得になります。新たに仮想通貨をもらうケースがある時も利益として認識できる場合は雑所得となるでしょう。相続、贈与についても同様の制度として扱っており、税法上の問題は特にないものと思っています。ただし、実際に税務当局が認識できるかどうかは、違うレベルの話ですから、そういう認識しやすい形が取れるのか否かということは、将来的に議論になるかもしれません。

編集部 本日はお忙しい中、ありがとうございました。

《略歴》

宮沢 洋一 (みやざわ よういち) 氏

昭49. 4 大蔵省入省

55. 7 岸和田税務署長

平 4. 6 内閣総理大臣首席秘書官

12. 6 衆議院議員総選挙当選
(以降3期連続当選)

22. 7 参議院議員選挙当選

26.10 経済産業大臣・内閣府特命担当大臣等

27.10 自民党税制調査会会長

28. 7 参議院議員選挙当選 (2期目)